

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」のご案内 ～登録教習機関等に委託して技能実習を実施する建設関係の事業主の皆様へ～

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）とは

○中小建設事業主等が雇用する建設労働者に対して、有給で助成対象となる技能実習を受講させた場合に、経費・賃金の一部を助成するものです。

【助成額の例】

○**経費助成**（1つの技能実習について1人あたり10万円が上限）

【労働者20人以下の中小建設事業主】

支給対象費用の3/4の額

【労働者21人以上の中小建設事業主】

①35歳未満の労働者：**支給対象費用の7/10の額**

②35歳以上の労働者：**支給対象費用の9/20の額**

○**賃金助成**（1つの技能実習について1人あたり20日分が上限）

【労働者20人以下の中小建設事業主】

1人あたり日額：7,600円

【労働者21人以上の中小建設事業主】

1人あたり日額：6,650円

※生産性要件を満たす場合、助成率・助成額の割増があります。

変更のお知らせ

▶平成30年10月1日以降に開始する技能実習のうち、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人又は指定教育訓練実施者（以下「登録教習機関等」という。）に委託して実施する場合は、計画届の届出が不要となりました。

本助成金を受給するためには、技能実習を終了した日の翌日から起算して2か月以内に、必要書類を宮崎労働局へ提出していただくこととなりますが、活用をお考えの事業主の皆様におかれましては、事前に以下の事項にご留意いただくようお願いいたします。

対象となる事業主

雇用保険適用事業所の事業主である建設事業主が、雇用保険被保険者である労働者に対して受講させる



＜活用できません＞

一人親方・代表者

雇用保険被保険者でない者

本助成金が活用できる建設事業主とは

「建設の事業」の雇用保険料率：12/1,000（平成30年度）の適用を受ける事業主

平成30年度の雇用保険率	保険料率	事業主の負担分	労働者の負担分	人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース
建設業の事業所	12/1,000	8/1,000	4/1,000	活用できる
農林水産・清酒製造業の事業所	11/1,000	7/1,000	4/1,000	活用できない
上記以外の業種の事業所	9/1,000	6/1,000	3/1,000	活用できない

*「労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書」又は「労働保険料等納入通知書」によりご確認ください。

＜費用の負担＞ **技能実習に要する費用（受講料等）は、事業主が全額負担しなければならない**
（労働者本人から一部でも費用を徴収している場合は助成の対象外）

賃金の支払いについて

事業主が労働者に本助成金の対象となる技能実習を受講させるためには、事業主から労働者に対し、技能実習の受講にかかる業務命令が行われることとなります。

業務命令により労働者に技能実習を受講させることは、労働者を労働に従事させたこととなり、労働の対価として**賃金の支払いが必要**となります。

支給申請の際、賃金台帳等により賃金の支払いが確認できない場合は、助成金は受けられません。

（裏面もご確認ください）

所定労働時間外・休日に受講させる場合

- ◎ 所定労働時間を超えて技能実習を受講させる場合は、時間外割増賃金の支給が必要となります。
- ◎ 休日に受講させる場合は、振替休日を与える、または、休日割増賃金の支給が必要となります。

労働基準法で定める割増賃金：（法定時間外割増2割5分以上）・（法定休日割増3割5分以上）

【例】所定労働時間が午前8時から午後5時（休憩1時間）の事業所の場合

午後5時まで通常勤務を行い、午後5時から午後7時まで2時間の技能実習を受講

1日分の賃金を支給 + 2時間の時間外手当（1時間あたりの賃金×1.25×2時間） を支給

法定休日に午前8時から午後5時まで8時間の技能実習を受講

1日分の賃金を支給 + 振替休日を与える

または、

8時間の休日手当（1時間あたりの賃金×1.35×8時間） を支給

対象となる技能実習

（実習内容）

- ① 建設工事における作業に直接関連する実習（②から⑥以外のもの）
- ② 労働安全衛生法で定める**特別教育**
- ③ 労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する**安全衛生教育**
- ④ 労働安全衛生法に基づく**教習及び技能講習**
- ⑤ 職業能力開発促進法に規定する**技能検定試験のための事前講習**
- ⑥ 建設業法施行規則に規定する**登録基幹技能者講習**
- ⑦ 技能継承に係る指導方法の向上のための講習
- ⑧ 教育訓練給付金の支給対象である建設業法で定める**技術検定に関する講習**

<登録教習機関等に委託して実施可能な技能実習>

登録教習機関（①・②・③・④・⑤）

登録基幹技能者講習実施機関（①・②・③・⑤・⑥）

職業訓練法人（⑦）

指定教育訓練実施者（⑧）

技能実習の時間は、1日1時間以上であることが必要。また、①・⑤・⑦については、合計10時間以上必要。

①～⑧に該当する実習内容であっても、実習内容毎に助成金の対象になるものとならないものがありますので、詳細は、宮崎労働局ホームページ、または、パンフレットによりご確認ください。また、宮崎県内の登録教習機関についても宮崎労働局ホームページから確認することができます。

支給申請について

支給申請に必要な申請書の様式は、宮崎労働局ホームページよりダウンロードすることができます。また、支給申請の際に提出が必要な書類のチェックリストを宮崎労働局ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

支給申請書等の申請期限は、技能講習を修了した日の翌日から起算して2か月以内となります。

郵送により申請される場合は、申請期限内に宮崎労働局へ書類の到達が必要となります（消印不可）。

【宮崎労働局ホームページ】 <https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>

<本助成金に関するページの検索方法>

宮崎労働局ホーム ⇒ 目的や内容で探す・各種助成金のご案内 ⇒ 人材開発支援助成金



★このリーフレットは、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）をご活用いただくにあたり、特にご注意いただきたい点を記載したものとします。上記事項を満たせば、必ず助成金が支給されることをお約束するものではありません。

その他の支給要件を満たさない場合は、助成金を受給できないことがあることにご留意ください。

◀問い合わせ・申請先▶

宮崎労働局 職業安定部職業対策課 助成金センター

〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

TEL:0985-61-8288 FAX:0985-38-8829

電話でお問い合わせの際は、
「建設労働者技能実習コース」
についてとお伝えください。